

入札公告

北川村文教施設・子育て教育環境等整備事業基本計画策定業務について、次のとおり公募型プロポーザル方式により行う。

令和3年6月15日

北川村長 上村 誠



1 業務概要

(1) 業務名

北川村文教施設・子育て教育環境等整備事業基本計画
策定業務

(2) 業務内容

北川村小中学校、みどり保育所等の文教施設等の基本計
画策定業務

(3) 履行期限

令和4年2月28日まで

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たした者は、この入札に参加するこ
とができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4
の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がな
された後又は当該調停の手続が開始された後に、北川村長が
定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一
般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあっては、こ
の限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条
第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立
てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手續
開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律
(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係
る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手續
開始の申立てを行った者

(3) 北川村における「競争入札参加資格者登録名簿」に登
録されている者であること。

(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、指名停止等
の措置を受けていない者であること。

(5) 入札の日までの間に、「北川村の事務及び事業における
暴力団の排除に関する規則」に基づく入札参加資格停止措置
を受けていないこと及び同規則第2条第2項第5号に規定す

る排除措置対象者に該当しない者であること。

- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札説明書等を示す場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 781-6441

安芸郡北川村野友甲618番地 北川村民会館

北川村教育委員会

電話番号 0887-32-1223

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和3年6月15日（火）から6月24日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和3年6月15日午前9時から6月24日午後5時までの間に北川村役場のホームページ

(<http://www.kitagawamura.jp/>) で交付する。

- (3) 見積書等の提出期限及び場所

ア 日時

令和3年6月24日（木）午後5時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年6月24日（木）午後5時までに(1)の場所に必着すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

北川村財務規則(昭和44年1月28日規則第2号。以下「規則」という。)第84条、第84条の2、第97条及び第98条の規定による。

- (3) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第89条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

- (7) 詳細は、入札説明書による